

令和8年9月7日

会 員 各 位

小樽商工会議所
会頭 中 野 豊

令和8年熊本地震支援金のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、7月28日熊本県で発生しました活断層による直下型地震は熊本市を中心に甚大な被害をもたらしました。

今もなお余震が続くなど、被災された多くの方々が避難生活を余儀なくされており、ライフラインの停止、建物倒壊・損傷の他、事業活動再開に目途が立っていないなど極めて深刻な状況となっております。

そこで、当所では日本商工会議所・北海道商工会議所連合会と連携し、被災商工会議所・連合会に支援金を贈ることにいたしました。

つきましては、会員各位におかれましては、当該支援金にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、支援金は下記口座にお振込みいただくか、直接事務局にご持参くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 振込先	北洋銀行小樽中央支店	普通預金	0 1 0 9 7 2 0
	北海道銀行小樽支店	普通預金	0 0 3 9 1 0 6
	北陸銀行小樽支店	普通預金	1 3 0 5 6 5 1
	北海道信用金庫小樽支店	普通預金	0 1 2 5 2 8 6

口座名 小樽商工会議所 会頭 中野 豊

2. 受付締切 令和8年9月29日（火）まで

3. 振込手数料 恐れ入りますが、振込手数料は御社にてご負担をお願いいたします。

4. 税法上の処理

(法人の場合)

- ・特定寄付金（法人税法第37条第3項）ではないため、税法上の優遇措置（全額損金算入）はできません。
- ・一般寄付金として、範囲内で損金算入が認められます。

(法人税法第37条第1項、法人税法施行令第77条)

(個人の場合)

- ・所得控除されません。（所得税法施行規則第47条第2項3の控除対象外のため）